

融資案内

福岡商工会議所でご案内できる

中小企業等融資制度一覧 2022年度(令和4年度)

2022年11月1日現在

※金利等融資条件は、経済状況などによって変わる事があります。

分類	取扱	資金名称	対象	資金用途	限度額	利率(%)	保証利率(%)	融資期間	保証人	担保	
一般資金	日本政策金融公庫	一般貸付	事業を営むほとんどの業種の中小企業の方 (業種や経営内容等によってはご利用いただけません)	設備・運転	4,800万円	無担保の場合 2.00~3.05 (基準利率) 担保付の場合 1.05~2.70 (基準利率) ※裏面「利率に関する注意」を必ずお読みください	—	設備10年以内(据置2年以内) 運転5年(特に必要な場合7年)以内 (据置1年以内)	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます		
		特定設備	7,200万円	特定設備20年以内(据置2年以内)							
		小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)	商工会議所の実施する経営指導を受けている商工業者であって、商工会議所の推薦を受けた方 推薦を受けるにあたっては、以下の条件を全て満たしている必要があります。 (1)常時使用する従業員が20人以下(小売業・卸売業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合5人以下)であること (2)6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けていること (3)最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいること (4)所得税、法人税、事業税及び県民税や市民税を原則として全て完納していること (5)商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと	設備・運転	2,000万円	1.15 (特別利率F)	—	設備10年以内(据置2年以内) 運転7年以内(据置1年以内)	不要	不要	
	福岡県	小規模事業者振興資金	従業員20人(小売業・卸売業・サービス業は5人)以下の小規模企業者(宿泊業及び娯楽業の場合は20人以下)	設備・運転	設備 8,000万円 運転 5,000万円	1.4	0.25~1.62	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	必要に応じて	
		小口零細企業保証型	①従業員20人(小売業・卸売業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 ※NPO法人は対象外 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者		2,000万円		0.3~1.75			原則不要	
		長期経営安定資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	設備・運転	1億円	5年以内1.50% 5年超 1.80% (設備5年超 1.60%)	0.25~1.77	10年以内(据置2年以内)		必要に応じて	
		短期運転資金		運転	3,000万円	1.4	0.25~1.67	1年以内			
	福岡市	小口事業資金 ※特定非営利活動法人は利用不可	小規模企業者	設備・運転 ※市・注1	2,000万円 ※市・注2	1.3	0.33~1.72	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	原則不要	
		商工業振興資金	中小企業者等	設備・運転 ※市・注1	1億円	1.5 1.7	0.36~1.66	5年以内(据置1年以内) 5年超10年以内(据置2年以内)		必要に応じて	
		短期運転資金	中小企業者等	運転	3,000万円	1.4		1年以内(据置1年以内)			
事業拡大等	福岡県	経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③FVMプレゼンテーション企業 ※NPO法人の場合、②は対象	設備・運転	1億円	1.4	0.25~1.62	設備10年以内 運転7年以内 (据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	必要に応じて	
		地域連携支援型	地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの	設備	1億円 (①~③とは別枠)	1.1	0.05~1.42				
		生産性向上支援型	福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受けるもの								
	福岡市	新事業 開拓資金	ステップアップ資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方で下記のいずれかに該当する方(対象となる施策等については、福岡市経営支援課(092-441-2171)にお尋ねください) 【市の施策に関する要件】ア. 福岡市トライアル優良商品認定事業による認定を受けた方 イ. ふくおか「働き方改革」推進企業認定制度による認定を受けた方 ウ. 生産性向上特別措置法に基づき、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた方 など エ. 「福岡市Well-being & SDGs登録企業」として登録された方 など 【国の施策に関する要件】オ. 認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善、事業転換、多角化、事業拡大に向けた新たな投資、事業承継など、 経営基盤の強化を目指した計画的な取り組みを行う方 など 【事業承継に関する要件】カ. 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行う方 など	設備・運転	2億8,000万円	1.1 1.3	0.33~0.81	5年以内(据置1年以内) 設備5年超15年以内 運転5年超10年以内 (据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	必要に応じて
			第二創業・多角化資金	現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行うための資金が必要な方		5,000万円	1.4	0.33~1.56	10年以内(2年以内)		
経済対策資金	福岡県	緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④活性化協議会の2次支援を受けた者 ⑤緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑥原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑦危機関連保証認定者	設備・運転	1億円以内 (⑦は①~⑥、 ⑧~⑩とは別枠)	融資対象①~④、⑥、⑦ 1.30 融資対象⑤ 1.40	0.25~1.62	10年以内 (据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要 (⑨は別途定めによる) (⑩は保証人不要)	必要に応じて	
			経営改善支援型	⑧経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取組み、その実行と進捗を金融機関に報告する者		5,000万円以内 (①~⑦、⑨~⑩とは別枠)	1.1	0.25~1.47			設備7年以内 運転5年以内 保証付融資借換10年以内 (据置1年以内)
			事業承継支援型	⑨経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑩3年以上に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者 ※⑨の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑨は対象外		1億円以内 (①~⑩とは別枠)	1.4以内	0.15~1.52 (0.10~0.77)			10年以内(据置2年以内)
			伴走支援型	⑪次のいずれかに該当し、経営行動計画書を策定した者 ・新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号認定者 ・セーフティネット保証5号認定者(売上高等減少率が15%以上)		6,000万円以内 (①~⑩と合わせて1億円以内)	1.3	0.00			10年以内(据置2年以内)
		物価高騰特別枠 (~R5.3.31)	⑫コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響で経営の安定に支障が生じているものであって、次のいずれかに該当する者 ・直近3か月の平均利益率(売上高総利益率又は営業利益率)が過去3か年のいずれかの年の同期比15%以上減少していることについて、商工会議所の認定を受けたもの ・セーフティネット保証5号認定者(原油等の仕入価格の上昇等を要因とするものに限る)	運転 ※借換不可	3,000万円 (既存の緊急経済対策資金と合わせて1億円以内)	1.3	0.00	10年以内(据置2年以内)			
	福岡市	経営安定化 特別資金 (事前に市の認定が必要)	一般枠	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 最近3ヶ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方 イ. 最近3ヶ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して3%以上上昇している方 ウ. 取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方 など	設備・運転	1億円	1.3	0.23~1.30	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	必要に応じて
			特例枠	セーフティネット保証(1~8号)、危機関連保証の認定を受けた方 セーフティネット保証4号の認定を受けた方(新型コロナウイルス感染症に起因するもの) ※市・注3		1億円	1.3	0.4 0.00	10年以内(据置2年以内)		
			経営力強化資金	経営力強化保証の申込人資格要件に該当する方	設備・運転 ※市・注1	2億8,000万円	1.2	0.225~1.00	設備7年以内 運転5年以内 (据置1年以内) ※市・注4		
政策的資金	福岡市	ワールドビジネス振興資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 輸出入の決済資金が必要な方 イ. 海外支店等の開設資金が必要な方 ウ. 直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方 エ. 海外向け製品・商品の開発・製造資金が必要な方 オ. 海外市場又は国内市場(海外製品や商品の販売)での市場開拓資金が必要な方	設備・運転 ※市・注1	1億円	1.0 1.2 1.3	必要に応じて保証に付する(付保の場合 0.23~ 1.30%)	1年以内(据置1年以内) 1年超5年以内(据置1年以内) 5年超10年以内(据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	必要に応じて	
			カーボンニュートラル資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 再生可能エネルギー・省エネ設備の導入資金が必要な方 イ. 次世代自動車(EV・PHEV・HV・FCV等)の導入資金及びEVの充電設備の導入資金が必要な方	設備	1億円	1.1	0.23~1.30			15年以内(据置2年以内)
			設備対応資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア. 事業活動に必要な設備を導入される方 イ. 市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転または新設する方 など	設備	2億8,000万円	1.3 1.5	0.33~1.56			10年以内(据置2年以内) 10年超15年以内(据置2年以内)

分類	取扱	資金名称	対象	資金用途	限度額	利率(%)	保証利率(%)	融資期間	保証人	担保
創業予定または創業間もない方	日本政策金融公庫	新規開業資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方 ※公庫・注1	設備・運転	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 2.00～3.05 (基準利率) 担保付の場合 1.05～2.70 (基準利率) ※下部「利率に関する注意点」を必ずお読みください	—	設備20年以内(据置2年以内) 運転7年以内(据置2年以内) ※公庫・注4	お客さまのご希望を 伺いながら ご相談させていただきます	
		新創業融資制度 を併用	次のすべての要件に該当する方 1.対象者の要件 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方 ※公庫・注1 2.自己資金の要件 ※公庫・注2 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方 ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします ※公庫・注3		3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	2.30～3.35 (基準利率) ※下部「利率に関する注意点」を必ずお読みください			原則不要 ※原則、無担保無保証人の融資制度であり、法人の代表者個人には責任が及ばないものとなっております。法人のお客さまがご希望される場合は、代表者(実質的な経営者である方や共同経営者である方を含む)が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。	
		新規開業資金 (女性、若者/シニア起業家支援関連)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方のうち、女性または35歳未満が55歳以上の方 ※公庫・注1	設備・運転	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 1.60～2.65 (特別利率A) 担保付の場合 0.65～2.30 (特別利率A) ※下部「利率に関する注意点」を必ずお読みください	—	設備20年以内(据置2年以内) 運転7年以内(据置2年以内) ※公庫・注4	お客さまのご希望を 伺いながら ご相談させていただきます	
		新創業融資制度 を併用	要件は、新規開業資金 内の「新創業融資制度」と同様		3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	1.90～2.95 (特別利率A) ※下部「利率に関する注意点」を必ずお読みください			原則不要 ※原則、無担保無保証人の融資制度であり、法人の代表者個人には責任が及ばないものとなっております。法人のお客さまがご希望される場合は、代表者(実質的な経営者である方や共同経営者である方を含む)が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。	
		新規開業資金 (中小企業経営力強化関連)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方のうち、 ※公庫・注1 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方	設備・運転	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	無担保の場合 1.60～2.65 (特別利率A) 担保付の場合 0.65～2.30 (特別利率A) ※下部「利率に関する注意点」を必ずお読みください	—	設備20年以内(据置2年以内) 運転7年以内(据置2年以内) ※公庫・注4	お客さまのご希望を 伺いながら ご相談させていただきます	
		新創業融資制度 を併用	要件は、新規開業資金 内の「新創業融資制度」と同様		3,000万円 (うち運転資金1,500万円)	1.90～2.95 (特別利率A) ※下部「利率に関する注意点」を必ずお読みください			原則不要 ※原則、無担保無保証人の融資制度であり、法人の代表者個人には責任が及ばないものとなっております。法人のお客さまがご希望される場合は、代表者(実質的な経営者である方や共同経営者である方を含む)が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。	
福岡県	新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業後1年未満の者を含む) ※NPO法人の場合、一部対象外	設備・運転	2,000万円	1.3	0.00 ※他の資金を借換する 場合を除く	設備10年以内 運転7年以内 (据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	不要	
シニア創業型	上記の要件に加え、開業予定日時点で満55歳以上の者	1,000万円		1.2						
支援創業型	上記の要件に加え、認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外	2,000万円								
福岡市	創業支援資金 ※特定非営利活動法人は 利用不可	分社化資金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方(新会社で事業を開始してから5年未満の方を含む)	設備・運転	3,500万円	1.3	0.81 0.00 0.5	10年以内(据置2年以内)	原則として 法人：代表者 個人：不要	不要
		スタートアップ資金	次のいずれかに該当する中小企業者等 ア.事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ.事業開始後2年を経過していない方で、それまで事業を営んでいなかった方		3,500万円 (創業前は2,000万円)	1.3				
		女性スタートアップ資金	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、女性である方 ※個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が女性である場合が対象			1.2				
		「福岡100」スタートアップ資金	スタートアップ資金のいずれかの要件に加え、50歳以上である方 ※個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が50歳以上である場合が対象							
		成長支援資金	事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始した日、または新たに会社を設立した日から2年を経過し、5年未満の方							

公庫・注1) 「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。
なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。

公庫・注2) 1. 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方
(1)現在の企業に継続して6年以上お勤めの方
(2)現在の企業と同じ業種に通勤して6年以上お勤めの方
2.大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方
3.産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方
4.民間金融機関と公庫による協同融資を受けて事業を始める方
5.技術・ノウハウ等に新規性が見られる方
6.新商品・新役務の事業化に向けた研究・開発、試作販売を実施するため、商品の生産や役務の提供に6ヵ月以上を要し、かつ3事業年度以内に収支の黒字化が見込める方
7.「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」の適用予定の方

公庫・注3) 事業に使用される予定のない資金は、本要件における自己資金には含まれません。
公庫・注4) 「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は15年以内(うち据置期間2年以内)までご利用いただけます

※利率に関する注意点
ご融資期間や担保の有無等の諸条件により、実際には異なる利率が適用されることがあります。

市・注1) 設備資金については原則市内に設置するものに限りませんが、商工業振興資金、小口事業資金、経営力強化資金、ワールドビジネス振興資金については市外の設備資金での申込みも可能です。
ただし、市内から市外へ移転するための資金を除きます。
市・注2) 小口事業資金は、既存の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証が対象となります。
市・注3) 国が指定する期間に限りです。
市・注4) 経営力強化資金は、保証付の既往借入金金を借り換える場合、融資期間は10年以内(うち据置：1年以内)となります。

■中小企業者・小規模企業者の定義

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業・運輸業 建設業・不動産業 その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5000万円以下	50人以下	
サービス業	5000万円以下	100人以下	

※中小企業者は、資本金・従業員のうち、いずれか一方の要件を満たす必要があります

※サービスのうち、宿泊業・娯楽業のみ20人以下が要件となります

■創業・起業支援サイト■

福岡商工会議所では、創業予定者向けに
様々な情報発信・サービス提供を行っています。

創業・起業支援サイト



■お問い合わせ■

福岡商工会議所 経営相談部 地域支援第一／第二グループ

TEL 092-441-2161 / 2162

* 窓口相談は平日9:00～17:00(事前予約制)

* オンラインでの経営相談も承っております

オンライン
相談予約
はこちら

